○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町横山字地志貝二三四の一から二三四の四まで、字小金沢九八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英南二一の一、六四（次の図に示す部分に限る。）、九一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉耕英南二一の一・六四・九一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字荒砥沢四五の五〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字沼前三二の一七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市矢本字上沢目五の二、六、七、八の一、九、一七、二五の一、二五の二、三五、五二、五三、一〇四から一〇六まで、一三三の一二、一三三の一五から一三三の二〇まで、一三三の二二、一三三の二三、一三三の三〇、一三三の三二から一三三の三六まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町宮崎字北三九の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県角田市島田字池田三〇の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県村上市松沢字平坂四五四の二、四七六の三、字堤平四八一の一、四八九、四九〇の一、四九四の一から四九四の三まで、五一一の一、五一一の三、五一七、五一八、五一八の一、五二〇、字舘野五五七の六、五五七の七、五五八、五五九の一、五六一から五六六まで、五七〇、五七〇の三、五七〇の四、五七一、五七二の二、五七四、五七五、五七六の一、五七六の三、五七六の四、字五十刈七九一、七九三、七九四、七九五の一、八〇〇の一、八〇〇の二、八〇六の一、八〇七の一、字下谷地九二五の一、九二六の一、九二九、九五四、九五六、九六一の一、九六一の二、九六四の三、九六六、九六八、九七一、九九三から九九七まで、九九九、字野田山一〇〇二から一〇〇四まで、一〇〇四の一、一〇〇七、一〇〇八、一〇一〇、一〇一一、一〇一三、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一四、一〇一七、一〇一八、一〇二〇の一、一〇二二の一、一〇二三、一〇二五、一〇二六の一、一〇二六の二、一〇二八、一〇三〇、一〇三六、一〇三六の一から一〇三六の三まで、一〇三七、一〇三九の一、字野田沢一〇四五、一〇四七、一〇四九、一〇五一の一、一〇五二、一〇六三、一〇九二、一〇九四